

## 福祉教育委員会記録

1 日 時 令和2年3月9日(月)  
午前 9時56分 開会  
午前10時55分 閉会

2 場 所 第2委員会室

### 3 出席委員

委員長	田 窪 秀 道	副委員長	伊 藤 嘉 秀
委員	小 野 志 保	委員	米 谷 和 之
委員	河 内 優 子	委員	藤 田 幸 正
委員	近 藤 司		

### 4 欠席委員

なし

### 5 説明のため出席した者

・副市長 寺 田 政 則

#### ・福祉部

部長	藤 田 憲 明	総括次長(健康子育て推進監)	櫻 木 俊 彰
次長(子育て支援課長)	曾 我 部 み さ	次長(地域福祉課長)	古 川 哲 久
次長(地域包括支援センター所長)	伊 達 忠 幸	生活福祉課長	桑 内 章 裕
介護福祉課長	久 枝 庄 三	国保課長	河 端 洋 一
保健センター所長	近 藤 珠 美	保健センター主幹	東 田 寿 重

#### ・教育委員会事務局

教育長	高 橋 良 光	教育委員会事務局長	加 藤 京 子
総括次長(文化振興課長)	桑 原 一 郎	次長(スポーツ振興課長)	神 野 賢 二
次長(学校教育課長)	井 上 毅	次長(社会教育課長)	高 橋 利 光
次長(教育力向上推進監)	中 上 郁 夫	次長	田 中 利 季
図書館長	上 野 壮 行	文化振興課参事	菅 春 二
文化振興課主幹	高 橋 洋 毅	学校教育課指導主幹	畑 野 一 恵
学校教育課指導主幹	矢 野 誠 治		

6 委員外議員 片 平 恵 美 合 田 晋 一 郎

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田 公 央                      議事課副課長 美濃 有 紀

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前9時56分

●田窪委員長：〈開会挨拶〉

○市長：〈挨拶〉

付託案件審査

◎福祉部関係

◇議案第12号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●藤田委員：副食費について、今年度の該当者数は何人か。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：2月1日現在で、保育所及び認定こども園等における副食費の必要な1号・2号認定子どもは2,105人であり、そのうち副食費を支払っているのが1,541人、支払っていないのが564人である。564人の内訳は、市民税額が基準額未満であるための免除が465人、第3子以降であるための免除が99人である。

●近藤委員：小学校3年生以下が3人いる場合に第3子は副食費が無料ということだが、小学校3年生という基準の理由は。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：国の減免の基準は小学校に入るまでであるが、本市ではそれを拡大して小学校3年生までとしている。保育料の国の減免の基準では、保育所は小学校に入るまでであるが、幼稚園は小学校3年生までであり、本市では幼稚園の基準に合わせて保育所の保育料の減免を小学校3年生までとした経緯があり、それに合わせて副食費も小学校3年生までとした。

●近藤委員：本市の拡大部分の人数と金額は。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：99人のうち国の基準では41人で1年間の副食費が221万4,000円、市の上乗せ部分が58人で313万2,000円である。

●近藤委員：条例の施行日である公布の日はいつか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：議決日以後となる。本来であれば昨年の無償化に合わせてこの条例も改正しないといけないが、国の基準として、無償化に伴う多くの条例改正等の事務処理があるため、昨年

の10月1日から1年間については、国の上位規則、上位法令でもって読み替えることができるため、1年間猶予があるという通達があり、10月1日に合わせて改正せず、今回の改正とした。

●藤田委員：副食費の1人当たりの金額はいくらか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：1カ月4,500円である。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

#### ◇議案第14号 新居浜市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○近藤保健センター所長：<説明>

<質 疑>

●藤田委員：現在貸し付けしている人数は。

○近藤保健センター所長：平成30年度に1件申請があり、貸し付けている。

●藤田委員：今回の条例の改正は、要望があったのか。それとも市で考えたのか。

○近藤保健センター所長：平成29年度に創設した事業であり、先進市として西条市などがすでに取り組んでいるが、西条市では住所要件がなく利用者が多い状況であるという情報があったため、本市でも住所要件を削除しようと考えた。

●藤田委員：何人を想定しているのか。

○近藤保健センター所長：2人を想定している。

●近藤委員：平成29年度から令和元年度までの3年間で1件しかなかったということか。

○近藤保健センター所長：平成30年度の1件のみである。

●近藤委員：卒業後は本市で働いてもらうという条件か。

○近藤保健センター所長：市内の3病院を指定医療機関として設定しており、卒業して医師としてそちらで勤務してもらうのが、返還免除の条件である。

●近藤委員：医師の子供は対象外という話を聞くが、違うのか。

○近藤保健センター所長：そういう制限はない。

●近藤委員：収入面での基準はどうか。

○近藤保健センター所長：保護者の市民税所得割額が30万4,200円以下という条件である。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

#### ◇議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

○櫻木福祉部総括次長（健康・子育て推進監）：<説明>

<質 疑>

●藤田委員：浮川健康づくり基金はいくらあるのか。

○近藤保健センター所長：5,000万円である。

●藤田委員：どういったことに使っているのか。

○近藤保健センター所長：基金の運用により生ずる収益を事業に使うということになっているが、使っていない。

●米谷委員：障がい児通所支援事業費について、施設がふえたから利用者もふえたということだが、利用希望者を何人と想定しているのか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：今回の増額の要因で一番大きいのが利用者の増加である。通所支援事業は3種類の障害児を対象としており、特にふえているのが発達障害のある児童である。今後の見通しを持っていないけれども、発達障害の出現率が、注意欠陥多動性が3%から8%、アスペルガー症候群等を含む自閉症スペクトラムの関係が1%から3%と言われており、現在医学的にも数字が固まっていない状況である。全体として5%から10%、その平均で7.5%程度と考えられ、目安としてクラスに一、二人と言われていたが、その数字に合致する率と考えている。ゼロ歳から18歳までのおよそ1万8,000人が分母となり、その7.5%となると1,350人であるが、現在の支給決定の人数は409人で大きく離れている。ゼロ歳児は判定が困難であるとか、軽度であるため把握しない場合、サービスを利用せずに生活できる場合、学齢が進んで社会的経験や部活動、塾などでサービスが不要となる場合など様々な要因が関係しており、現在市が把握している数値では、予測が困難である。早期発見の取り組みも進み、早期療育の必要性の認識も広まっているため、もう少しばらぐの間はふえると考えているが、令和2年度に第2期障がい児福祉計画の策定を予定しており、先ほど説明したような現象について推測できるような基礎数値を把握できるかどうか確認しながら、第2期においては、もう少し精度の高い予測を試みたい。

●米谷委員：1,350人見込まれ、そのうち409人は対象になっているということだが、当面何人をケアすれば終わりになるという見込みはないということか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：現在、第1期障がい児福祉計画で策定している施設数、対象定員を上回っている。1,350人は計算上の最大値としての人数であり、実際に児童発達支援施設等の利用を希望する数字ではないため、それを精査したい。

●米谷委員：希望している方は何人くらいいるのか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：2カ月に1回事業所と会合を開いているが、その中で利用できないため困っているという話はないので、現在の定数でほぼ充足しているものと考えている。

●近藤委員：対象施設が2園増加したということだが、場所と施設名を教えてください。

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：泉川の給食センターの西側に建てられたオリーブという施設である。建物は1つであるが、児童発達支援と放課後等デイサービスの2つの事業を実施しているため、対象施設としては2園増加である。

\*後刻一括採決

◇議案第30号 令和元年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○櫻木福祉部総括次長（健康・子育て推進監）：＜説明＞

＜質疑＞ な し

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

休憩 午前10時31分／再開 午前10時33分

◎教育委員会関係

◇議案第10号 新居浜市入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：＜説明＞

＜質疑＞

●藤田委員：1年間でどのくらいの貸し付けを想定しているのか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：高等学校については10人程度を想定しているが、現状では2人程度の申請である。大学については5人程度を募集しようと考えている。

●近藤委員：高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程が10万円、大学又は専修学校の専門課程が30万円ということだが、高等専門学校が10万円なのはなぜか。別の大学に編入する場合は別途30万円借りることができるということか。また、返還の期間はどのくらいか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：高等専門学校の高等課程については10万円である。高等専門学校の専門課程に継続して進む場合は該当しないが、大学に行くなど別途入学が必要な場合は、入学準備金として30万円貸し付けることができる。返還期間については、据え置き期間が半年で、卒業までに返還する予定である。

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第13号 新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：＜説明＞

＜質疑＞ な し

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

○桑原教育委員会事務局総括次長（文化振興課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●近藤委員：基金の財源内訳に財産収入とあるが、具体的に何か。また、債務負担行為で市民体育館等管理委託料の空調電気代等増額分が2,200万円ということだが、空調設備を入れたことにより1年間でどれくらいふえるのか。

○桑原教育委員会事務局総括次長（文化振興課長）：財産収入は、預金の利子収入と債権の利子収入である。

○神野教育委員会次長（スポーツ振興課長）：令和2年度から令和5年度の4年間の上限額として2,200万円の債務負担行為であり、1年間では550万円となる。その内訳は、大競技場、体育室、トレーニングルーム等に新設した空調設備の電気代が300万円、導入した空調設備のメンテナンス、フロアの定期点検等が210万円、昨年6月に市民体育館に移設した重量挙げ練習場の維持管理費が160万円で、体育館の競技場を中心に照明をLED化したことによる電気代の減額が120万円という見込みで、合計550万円である。

●藤田委員：今回補正した基金の現在の金額はいくらか。

○桑原教育委員会事務局総括次長（文化振興課長）：平成30年度末の基金残高は、奨学資金貸付基金が2億567万715円、文化振興基金は8億1,978万4,453円、こども夢未来基金は150万4,948円、図書館図書整備基金は3,589万3,342円、美術品購入基金は1億1,254万9,564円、体育施設建設基金は6億9,479万3,753円である。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前 10時55分 閉会

# 福祉教育委員会付託案件表

令和2年3月9日

## ○福祉部関係

議案第12号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 新居浜市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中

ページ

歳出 第3款 民生費 . . . . . 3・19~21

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

1目 保健衛生総務費 . . . . . 3・21

第2表 繰越明許費補正 追加

第3款 民生費 . . . . . 4

議案第30号 令和元年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

. . . . . 6~8・32~35

## ○教育委員会関係

議案第10号 新居浜市入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第10款 教育費 . . . . . 3・26~29

第2表 繰越明許費補正 追加

第10款 教育費 . . . . . 4

第3表 債務負担行為補正 追加 . . . . . 5